

令和7年8月1日から

65歳以上の方の

補聴器購入費等

対象となる方

を助成します！

申請日時点において、以下の要件のすべてに該当する方

- ① 千歳市内に居住し、かつ、住民票の登録がある満65歳以上の方
 - ② 両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満で、
聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③ 聴力低下のために日常生活に支障があること及び補聴器の装用が
必要であることについて、耳鼻咽喉科の医師の証明を受けている方
- ※上記2に該当しない方で、両耳の聴力レベルが40dB以上、かつ、聴覚障害に係る身体
障害者手帳の交付対象とならない方は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

助成金額

- 補聴器購入額の2分の1(上限5万円)を助成
※医師意見書作成料を含む



注意事項

- 助成金の交付は対象者1人につき1回限りです。
- インターネットをはじめとした通信販売で購入した補聴器は
助成対象外です。
- 交付決定通知以前に購入したものは対象になりません。

お問い合わせ

千歳市役所高齢者支援課地域支援係
TEL ☎ 0123-24-0896
窓口 第2庁舎1階7番窓口



手続きの流れや
提出書類については
裏面をご覧ください。



手続きの流れ

取得

- (1)申請書と(2)医師意見書を入手してください。
- 配布場所:市役所窓口(第2庁舎1階7番窓口),千歳市HP

受診

- 耳鼻咽喉科を受診し、医師意見書に記入を受けてください。
※ 医師意見書作成料を助成対象経費に含める場合は、領収書を受領してください。
※ 補聴器の購入先は、耳鼻咽喉科の医師と相談のうえ、十分検討してください。
※ 医療費控除については、確定申告電話相談センター（0570-00-5901）
またはお近くの税務署にお問い合わせください。

申請

- 補聴器販売店にて聴力検査の結果に基づき、補聴器の備える機能に応じた適切な調整を受けてください。
 - 補聴器調整後、見積書を入手してください。
- 

購入

- 助成決定通知受領後、補聴器販売店にて補聴器を購入し、領収書を受領してください。

請求
・
助成

- 市役所窓口(第2庁舎1階7番窓口)にて、以下の書類をご提出ください。
(1)請求書 (2)補聴器の領収書の写し
(3)医師意見書の領収書の写し(医師意見書を助成対象経費に含める場合のみ)
(4)振込口座の通帳の写し
(5)千歳市高齢者支援課補聴器購入費等助成決定通知書の写し
(6)委任状(請求者と口座名義が異なる場合のみ)
- 

- 請求書に記載のあった指定口座に助成金を振り込みます。